

# 令和6年4月から ごみ分別区分が変わります！

## 【有害ごみ】の新設

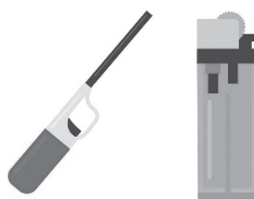
スプレー缶・カセットボンベ・ライター・機器からの取り出しができない小型充電式電池使用製品は「小型破碎ごみ」として回収していましたが、収集車両及び処理施設での火災等の原因となるため、「小型破碎ごみ」から分け【有害ごみ】を新設して収集することになります。

### 【有害ごみ】 …スプレー缶・カセットボンベ類・ライター・機器からの取り出し ができない小型充電式電池使用製品

#### カセットボンベ類・スプレー缶



#### ライター



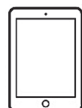
※オイル式ライターは、中身を空にして小型破碎ごみに出してください。

#### (充電式電池が内蔵されている電気製品の例)

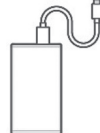
##### ゲーム機



##### スマートフォン タブレット



##### モバイル バッテリー



##### 電気 シェーバー



##### 電子 たばこ



##### 電動 歯ブラシ



## ごみ処理施設やごみ収集車での火災事故を防ぎましょう

適正に分別されていないごみが原因で、ごみ処理施設やごみ収集車での火災が発生しています。

火災が発生した場合、ごみ処理施設やごみ収集での業務に支障をきたしたり、最悪の場合、作業員の怪我等に繋がる場合もあります。

皆さんの適切な分別と出し方で火災事故の発生を防ぐことができます。



ごみ処理施設内での発火状況

## 【分別収集【白色トレイ】の廃止（プラスチックとして収集）

プラスチック回収を見直して、効率的にリサイクルするため、「白色トレイ」を廃止して、「プラスチックごみ」として収集することになります。

## 【ペットボトル】の出し方の変更

ベルを外して水洗いした後、これまで「つぶさずに出して下さい」としていましたが、つぶした状態でも出せるように変更します。

※詳しくは、「家庭ごみの分別と出し方手引き 令和6年4月版」をご覧ください。

問合せ先 役場税務住民課 ☎ 75-4114